

市第 18 号議案 横浜市埋立事業の設置等に関する条例の一部改正

1 改正の内容

「横浜市埋立事業の設置等に関する条例」（以下「設置条例」という。）において、土地の取得及び処分について予算に定めることとされている面積要件を現行の一件 20,000 平方メートル以上から、一件 10,000 平方メートル以上に引き下げます。

2 改正の理由

一般会計では、大規模土地の取得・売却に対する市民の関心の高まり等を踏まえ、市会で十分に審議することを目的に、「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」における土地の取得または処分に係る議決の面積要件が引き下げられ、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。その改正趣旨を踏まえて、埋立事業をはじめとする各公営企業においても、設置条例の面積要件を引き下げるための改正を行います。

3 条例改正に伴う今後の対応について

埋立事業会計では、地方公営企業法第 40 条第 1 項の規定により土地を取得及び処分する場合、議会の議決は要しませんが、一件 10,000 平方メートル以上の土地の取得及び処分を行う場合には、同法第 33 条第 2 項の規定により、その種類や数量などを予算に定めることとなります。

当初予算編成時において処分を予定していた一件 20,000 平方メートル以上の土地については、予算の第 7 条に定めています。一方、今回の一部改正により対象となる以下の土地については、今後、予算に定める手続きを進めます。

【今後予算に定めるべき処分予定の土地の概要】

所在地：磯子区杉田 5 丁目 2213 - 2

面積：18,047.45 m²

4 改正条例の施行期日

公布の日から施行

参 考 1

横浜市埋立事業の設置等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない埋立事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が<u>一件20,000平方メートル以上</u>のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> | <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない埋立事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が<u>一件10,000平方メートル以上</u>のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> |

参 考 2

根拠法令の条文

(1) 地方公営企業法 第33条第2項

(資産の取得、管理及び処分)

第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 省略

(2) 地方公営企業法 第40条第1項

(地方自治法の適用除外)

第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号 から第八号 まで及び第二百三十七条第二項 及び第三項 の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

2 省略

平成25年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 金沢地先埋立事業

ア 付帯工事等一式

(2) みなとみらい21埋立事業

ア 付帯工事等一式

(3) 南本牧埋立事業

ア 埋立土量 1,640,000 m³

イ 付帯工事等一式

(4) 金沢木材港埋立事業

ア 付帯工事等一式

(5) 新山下町貯木場埋立事業

ア 付帯工事等一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|--------|--------------|
| 第1款 | 完成土地収益 | 10,559,446千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 3,923,965千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 6,635,481千円 |

支 出

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 完成土地費用 | 4,408,371千円 |
| 第1項 営業費用 | 747,528千円 |
| 第2項 営業外費用 | 3,640,843千円 |
| 第3項 予備費 | 20,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,679,103千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

| | |
|--------------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 25,104,810千円 |
| 第1項 みなとみらい21埋立事業収入 | 5,119,500千円 |
| 第2項 南本牧埋立事業収入 | 19,985,310千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 36,783,913千円 |
| 第1項 埋立事業費 | 6,343,413千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 30,420,500千円 |
| 第3項 予備費 | 20,000千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び

営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

| | 種類 | 名称 | 数量 | 処分の 態様 |
|------------|------|-----------------|----------------------|-----------|
| (1) 処分する資産 | ア 土地 | みなとみらい21 埋立地 | 70,000m ² | 売却 |
| | イ 同上 | 南本牧埋立地 | 50,000m ² | 同上 |
| | ウ 同上 | 新山下町貯木場 埋立地 | 48,000m ² | 同上 |

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子